

道路交通法施行細則及び香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成20年10月3日

香川県公安委員会委員長 田 岡 敬 造

香川県公安委員会規則第14号

道路交通法施行細則及び香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則
(道路交通法施行細則の一部改正)

第1条 道路交通法施行細則(平成12年香川県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(滞納処分)</p> <p>第11条の6 督促を受けた者が、放置違反金及び前条第3項の規定による延滞金(以下「延滞金」という。)を督促状に指定した指定納付期限までに納付しないときは、<u>法第51条の4第14項前段の規定に基づき、<u>県税の滞納処分の例により、徴収するものとする。</u></u></p> <p>(1) <u>差押調書(別記様式第15号の8)</u></p> <p>(2) <u>債権差押通知書(別記様式第15号の9)</u></p> <p>(3) <u>担保権付債権差押通知書(別記様式第15号の10)</u></p> <p>(4) <u>差押通知書(別記様式第15号の11)</u></p> <p>(5) <u>差押書(別記様式第15号の12)</u></p> <p>(6) <u>交付要求書(別記様式第15号の13)</u></p> <p>(7) <u>交付要求通知書(別記様式第15号の14)</u></p> <p>(8) <u>参加差押書(別記様式第15号の15)</u></p> <p>(9) <u>参加差押調書(別記様式第15号の16)</u></p> <p>(10) <u>参加差押通知書(別記様式第15号の17)</u></p> <p>(11) <u>売却決定通知書(別記様式第15号の18)</u></p> <p>(12) <u>配当計算書(別記様式第15号の19)</u></p> <p>(13) <u>搜索調書(別記様式第15号の20)</u></p> <p>2 略</p> <p>3 前項の指定を受けた職員が第1項の規定による滞納処分に従事するときは、<u>別記様式第15号の21の滞納処分職員証票</u>を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p>	<p>(滞納処分)</p> <p>第11条の6 督促を受けた者が、放置違反金及び前条第3項の規定による延滞金(以下「延滞金」という。)を督促状に指定した指定納付期限までに納付しないときは、<u>法第51条の4第14項前段の規定に基づき、<u>当該督促を受けた者の住所及び氏名、履行すべき金額、履行期限、延滞金に関する事項その他滞納処分に必要な事項を明らかにした書面を作成し、<u>県税の滞納処分の例により、徴収するものとする。</u></u></u></p> <p>2 略</p> <p>3 前項の指定を受けた職員が第1項の規定による滞納処分に従事するときは、<u>別記様式第15号の8の徴収職員証票</u>を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p>

(納付命令の取消し等)

第11条の7 法51条の4第16項の規定による納付命令の取消し(以下「納付命令の取消し」という。)は、別記様式第15号の22の放置違反金納付命令取消通知書により行うものとする。

2・3 略

(書類の送達及び公示送達)

第11条の8 略

2 略

3 次の各号に掲げるものについて公示送達を行う場合は、当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 納付命令 別記様式第15号の23の放置違反金納付命令公示送達書
- (2) 仮納付金の返還の通知 別記様式第15号の24の納付金返還通知公示送達書
- (3) 督促 別記様式第15号の25の督促状公示送達書
- (4) 納付命令の取消しの通知 別記様式第15号の26の放置違反金納付命令取消通知公示送達書
- (5) 放置違反金等の還付の通知 別記様式第15号の24の納付金返還通知公示送達書

(放置車両に係る報告徴収等の手続)

第12条 法第51条の5第1項の規定による報告又は資料の提出の要求は、別記様式第15号の27の報告等要求書により行うものとする。

2 略

(納付命令の取消し等)

第11条の7 法51条の4第16項の規定による納付命令の取消し(以下「納付命令の取消し」という。)は、別記様式第15号の9の放置違反金納付命令取消通知書により行うものとする。

2・3 略

(書類の送達及び公示送達)

第11条の8 略

2 略

3 次の各号に掲げるものについて公示送達を行う場合は、当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 納付命令 別記様式第15号の10の放置違反金納付命令公示送達書
- (2) 仮納付金の返還の通知 別記様式第15号の11の納付金返還通知公示送達書
- (3) 督促 別記様式第15号の12の督促状公示送達書
- (4) 納付命令の取消しの通知 別記様式第15号の13の放置違反金納付命令取消通知公示送達書
- (5) 放置違反金等の還付の通知 別記様式第15号の11の納付金返還通知公示送達書

(放置車両に係る報告徴収等の手続)

第12条 法第51条の5第1項の規定による報告又は資料の提出の要求は、別記様式第15号の14の報告等要求書により行うものとする。

2 略

(動産・有価証券用)

差 押 調 書									
年 月 日 香川県警察本部交通部交通指導課 (職・氏名) ㊤									
下記のとおり、放置違反金を徴収するため、財産を差し押さえる。									
滞納者	住(居)所								
	氏名								
科目	放置違反金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	過料等	節	過料等
	延滞金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	延滞金	節	延滞金
滞納金額	年度	違反番号	納期限	放置違反金の額	延滞金の額	摘 要			
				円	円				
差押財産	名称	数量	所在	封印数	名称	数量	所在	封印数	
滞納処分のため 検索した場 所又は物				検索 日時	午前 時 分から 午後 時 分まで 年 月 日				
上記の検索に立ち会い、差押調書謄本を受領しました。 () ㊤									
差押調書謄本(検索を受けた者あて)を受領しました。 () ㊤									

上記差押調書謄本記載の差押財産の保管を命じます。									
年 月 日 殿 香川県警察本部交通部交通指導課 (職・氏名) ㊤									
上記差押財産は、通知のあるまで無償で保管します。									
年 月 日 ㊤									
注意 「延滞金の額」欄に掲げた金額は、この調書の作成の日までのものです。									

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

（債権用）

差 押 調 書									
年 月 日									
香川県警察本部交通部交通指導課 （職・氏名） ㊟									
下記のとおり、放置違反金を徴収するため、財産を差し押さえる。									
滞納者	住（居）所								
	氏 名								
科目	放置違反金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	過料等	節	過料等
	延滞金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	延滞金	節	延滞金
滞納金額	年度	違反番号		納期限	放置違反金の額	延滞金の額	摘 要		
					円	円			
差押債権	債務者	住（居）所			氏 名				
履行期限									
差押調書謄本（滞納者あて）を受領しました。 <div style="text-align: right;">年 月 日（ ）</div> <div style="text-align: right;">㊟</div>									
債権差押通知書（第三債務者あて）を受領しました。 <div style="text-align: right;">年 月 日（ ）</div> <div style="text-align: right;">㊟</div>									

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(債権用)

差 押 調 書									
この差押債権の取立てその他の処分を禁じます。					年 月 日				
香川県警察本部交通部交通指導課 (職・氏名) ㊟									
下記のとおり、放置違反金を徴収するため、財産を差し押さえる。									
滞 納 者	住(居)所								
	氏 名								
科 目	放置違反金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	過料等	節	過料等
	延滞金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	延滞金	節	延滞金
滞 納 金 額	年度	違反番号		納期限	放置違反金の額	延滞金の額		摘 要	
					円	円			
差 押 債 権	債務者	住(居)所			氏 名				
注意 「延滞金の額」欄に掲げた金額は、この調書の作成の日までのものです。									

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第15号の8(その3)(第11条の6関係)

(不動産、自動車、第三債務者等がない無体財産権等用)

差 押 調 書									
年 月 日									
香川県公安委員会 印									
下記のとおり、放置違反金を徴収するため、財産を差し押さえる。									
滞 納 者	住(居)所								
	氏 名								
科 目	放置違反金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	過料等	節	過料等
	延滞金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	延滞金	節	延滞金
滞 納 金 額	年度	違反番号		納期限	放置違反金の額	延滞金の額	摘 要		
					円	円			
差 押 財 産									
差押書(滞納者あて)を受領しました。 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日 ()</div> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">Ⓜ</div>									

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第15号の8(その4)(第11条の6関係)

(第三債務者等がある無体財産権等用)

差 押 調 書									
年 月 日									
香川県公安委員会 印									
下記のとおり、放置違反金を徴収するため、財産を差し押さえる。									
滞納者	住(居)所								
	氏 名								
科目	放置違反金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	過料等	節	過料等
	延滞金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	延滞金	節	延滞金
滞納金額	年度	違反番号		納期限	放置違反金の額	延滞金の額	摘要		
					円	円			
差押財産									
差押調書謄本(滞納者あて)を受領しました。									
年 月 日 ()									
㊟									
差押通知書(第三債務者等あて)を受領しました。									
年 月 日 ()									
㊟									
注意 「延滞金の額」欄に掲げた金額は、この調書の作成の日までのものです。									

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

（債権用）

債権差押通知書									
								年 月 日	
第三債務者 住（居）所 <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">香川県警察本部交通部交通指導課 （職・氏名） ㊟</p> <p>下記のとおり、放置違反金を徴収するため、債権を差し押さえますから、履行期限までに本職あて支払ってください。この通知を受けた後に債権者に対して支払っても、その支払は無効です。</p>									
滞 納 者 （ 債 権 者 ）	住（居）所								
	氏 名								
科 目	放置違反金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	過料等	節	過料等
	延滞金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	延滞金	節	延滞金
滞 納 金 額	年度	違反番号		納期限	放置違反金の額	延滞金の額	摘 要		
					円	円			
差 押 債 権	債務者	住（居）所			氏 名				
履行期限									
注意 「延滞金の額」欄に掲げた金額は、この通知書の作成の日までのものです。									

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

担保権付債権差押通知書										
担保権設定者 住(居)所										年 月 日
殿										
香川県公安委員会 印										
下記のとおり、滞納者の放置違反金を徴収するため、担保権付債権を差し押さえました。 国税徴収法第64条の規定により通知します。										
滞納者	住(居)所									
	氏名									
科目	放置違反金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	過料等	節	過料等	
	延滞金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	延滞金	節	延滞金	
滞納金額	年度	違反番号		納期限	放置違反金の額	延滞金の額	摘要			
					円	円				
差押債権	債務者	住(居)所			氏名					
差押年月日										
履行期限										
注意 「延滞金の額」欄に掲げた金額は、この通知書の作成の日までのものです。										

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

差 押 通 知 書											
								年 月 日			
第三債務者等 住(居)所								殿		香川県公安委員会 印	
下記のとおり、放置違反金を徴収するため、財産を差し押さえます。											
滞 納 者	住(居)所										
	氏 名										
科 目	放置違反金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	過料等	節	過料等		
	延滞金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	延滞金	節	延滞金		
滞 納 金 額	年度	違反番号		納期限	放置違反金の額	延滞金の額	摘 要				
					円	円					
差 押 財 産											
注意 「延滞金の額」欄に掲げた金額は、この通知書の作成の日までのものです。											

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第 15 号の 12 (第 11 条の 6 関係)

(不動産、自動車、第三債務者等がない無体財産権等用)

差 押 書											
								年 月 日			
滞 納 者											
住 (居) 所											
		殿									
		香川県公安委員会 印									
<p>下記のとおり、放置違反金を徴収するため、財産を差し押さえます。</p>											
滞 納 者	住 (居) 所										
	氏 名										
科 目	放置違反金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	過料等	節	過料等		
	延滞金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	延滞金	節	延滞金		
滞 納 金 額	年度	違 反 番 号		納期限	放置違反金の額	延滞金の額		摘 要			
					円	円					
差 押 財 産											
<p>注意 「延滞金の額」欄に掲げた金額は、この差押書の作成の日までのものです。</p>											

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第15号の13(第11条の6関係)

交 付 要 求 書											
											年 月 日
執行機関名 殿											香川県公安委員会 印
下記のとおり、放置違反金を徴収するため、国税徴収法第82条第1項の規定により交付要求をします。											
滞納者	住(居)所										
	氏名										
科目	放置違反金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	過料等	節	過料等		
	延滞金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	延滞金	節	延滞金		
滞納金額	年度	違反番号		納期限	放置違反金の額	延滞金の額	法定納期限等				
					円	円					
交付要求に係る財産又は事件名											
執行機関名											差押年月日
注意 「延滞金の額」欄に掲げた金額は、この要求書の作成の日までのものです。											

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

交付要求通知書									
年 月 日									
滞納者 住(居)所 <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">香川県公安委員会 印</p>									
下記のとおり、放置違反金を徴収するため、交付要求をしました。 国税徴収法第82条第2項の規定により通知します。									
滞納者	住(居)所								
	氏名								
科目	放置違反金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	過料等	節	過料等
	延滞金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	延滞金	節	延滞金
滞納金額	年度	違反番号		納期限	放置違反金の額	延滞金の額	法定納期限等		
					円	円			
交付要求に係る財産又は事件名									
	執行機関名			差押年月日					
注意 「延滞金の額」欄に掲げた金額は、この通知書の作成の日までのものです。									

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

交 付 要 求 通 知 書									
								年 月 日	
権利者等 住(居)所 <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">香川県公安委員会 印</p>									
下記のとおり、放置違反金を徴収するため、交付要求をしました。 国税徴収法第82条第3項の規定により通知します。									
滞 納 者	住(居)所								
	氏 名								
科 目	放置違反金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	過料等	節	過料等
	延滞金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	延滞金	節	延滞金
滞 納 金 額	年度	違 反 番 号		納期限	放置違反金の額	延滞金の額	法定納期限等		
					円	円			
交 付 要 求 に 係 る 財 産									
	執行機関名			差押年月日					
交付要求年月日									
注意 「延滞金の額」欄に掲げた金額は、この通知書の作成の日までのものです。									

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第15号の15(第11条の6関係)

参 加 差 押 書										
										年 月 日
執行機関名 殿										香川県公安委員会 殿
下記のとおり、放置違反金を徴収するため、国税徴収法第86条第1項の規定により参加差押えをします。										
滞納者	住(居)所									
	氏名									
科目	放置違反金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	過料等	節	過料等	
	延滞金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	延滞金	節	延滞金	
滞納金額	年度	違反番号		納期限	放置違反金の額	延滞金の額	摘要			
					円	円				
参加差押財産										
	執行機関名				差押年月日					
注意 「延滞金の額」欄に掲げた金額は、この参加差押書の作成の日までのものです。										

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

参 加 差 押 調 書									
年 月 日									
香川県公安委員会 印									
下記のとおり、放置違反金を徴収するため、国税徴収法第86条第1項の規定により参加差押えをする。									
滞納者	住（居）所								
	氏 名								
科 目	放置違反金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	過料等	節	過料等
	延滞金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	延滞金	節	延滞金
滞納金額	年度	違反番号		納期限	放置違反金の額	延滞金の額	摘 要		
					円	円			
参 加 差 押 財 産									
	執行機関名				差押年月日				

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第 15 号の 17 (その 1) (第 11 の 6 関係)

参加差押通知書									
年 月 日									
滞納者 住(居)所 <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">香川県公安委員会 印</p>									
下記のとおり、放置違反金を徴収するため、参加差押えをしました。 国税徴収法第 86 条第 2 項の規定により通知します。									
滞納者	住(居)所								
	氏名								
科目	放置違反金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	過料等	節	過料等
	延滞金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	延滞金	節	延滞金
滞納金額	年度	違反番号		納期限	放置違反金の額	延滞金の額	摘要		
					円	円			
参加差押財産									
	執行機関名			差押年月日					
注意 「延滞金の額」欄に掲げた金額は、この通知書の作成の日までのものです。									

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

参加差押通知書										
								年 月 日		
権利者等 住(居)所 <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">香川県公安委員会 印</p>										
下記のとおり、放置違反金を徴収するため、参加差押えをしました。 国税徴収法第86条第4項の規定により通知します。										
滞納者	住(居)所									
	氏名									
科目	放置違反金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	過料等	節	過料等	
	延滞金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	延滞金	節	延滞金	
滞納金額	年度	違反番号		納期限	放置違反金の額	延滞金の額	摘要			
					円	円				
参加差押財産										
	執行機関名			差押年月日						
参加差押年月日										
注意 「延滞金の額」欄に掲げた金額は、この通知書の作成の日までのものです。										

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

売却決定通知書			
			年 月 日
買受人 住(居)所		殿	
		香川県公安委員会 印	
下記のとおり、換価財産の売却決定をしました。 国税徴収法第118条の規定により通知します。			
滞納者	住(居)所		
	氏名		
売却した財産	名称、性質及び所在	数量	売却価額
代金納付年月日			
交付書類			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

売却決定通知書			
			年 月 日
<p>買受人 住(居)所 殿</p> <p style="text-align: right;">香川県公安委員会 印</p> <p>下記のとおり、換価財産の売却決定をしました。あなたに下記の財産を引き渡しますから、保管者から受け取ってください。 国税徴収法第118条の規定により通知します。</p>			
買受人	住(居)所		
	氏名		
滞納者	住(居)所		
	氏名		
売却した財産	名称、性質及び所在		数量
	保管者	住(居)所	氏名
代金納付年月日			
交付書類			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

売却決定通知書			
			年 月 日
第三債務者等 住(居)所 <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">香川県公安委員会 印</p>			
下記のとおり、換価財産の売却決定をしました。 国税徴収法第122条第1項の規定により通知します。			
買受人	住(居)所		
	氏名		
滞納者	住(居)所		
	氏名		
売却した財産	名称、性質及び所在	数量	売却価額
代金納付年月日			
交付書類			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第 15 号の 19 (第 11 条の 6 関係)

配 当 計 算 書					
年 月 日					
香川県公安委員会 印					
下記のとおり、換価代金等を配当する。 国税徴収法第 131 条の規定によりこの計算書を作る。					
滞 納 者	住(居)所				
	氏 名				
受 入	換価財産等の名称、数量、性質及び所在		金 額		
			円		
支 出	債権者の住(居)所 及び氏名	香川県公安委員会が確認 した債権額	配当順位	配 当 金 額	備 考
		円		円	
残余金 () へ交付 円					
換価代金等の 交付	期 日		場 所		
	年 月 日午前・午後 時 分				
注意 1 交付期日には、この計算書及び印章を持参してください。 2 代理人が受領する場合は、債権者の委任状を持参してください。					

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

付 表

配当計算書附属書類（滞納者 分）								
換 備 財 産	名 称 その他					受入金額	備考	
						円		
徴 取 金 に 係 る	撮	要	科 目	法定納期限等	滞 納 金 額	配当 順位	配当金額	備考
	差 押	年 月 日			円		円	
	売却決定	年 月 日						
	その他							
国 税 ・ 地 方 税 に 係 る	受付年月日	交付要求機関	税 目 等	法定納期限等	香川県公安委員会が確認した金額	配当 順位	配当金額	備考
					円		円	
交 求 る 付 に 公 要 係 課								
私 債 権	債権者の住（居）所及び氏名	債権の種類	担保権等の 設定年月日		香川県公安委員会が確認した金額	配当 順位	配当金額	備考
					円		円	
					配 当 金 合 計		円	
					残 余 金（ へ交付）		円	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

捜 索 調 書																																													
年 月 日																																													
香川県警察本部交通部交通指導課 (職・氏名) ㊟																																													
放置違反金等の滞納処分のため、下記のとおり検索したから、国税徴収法第146条第1項の規定によりこの調書を作る。																																													
滞納者	住(居)所																																												
	氏名																																												
科目	放置違反金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	過料等	節	過料等																																				
	延滞金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	延滞金	節	延滞金																																				
滞納金額	年度	違反番号		納期限	放置違反金の額	延滞金の額		摘要																																					
					円	円																																							
検索した場所又は物は物																																													
検索した日時 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">年</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">月</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">日</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">午前</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: right;">時</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: right;">分から</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">午後</td> <td></td> <td style="text-align: right;">時</td> <td></td> <td style="text-align: right;">分まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">午前</td> <td></td> <td style="text-align: right;">時</td> <td></td> <td style="text-align: right;">分まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">午後</td> <td></td> <td style="text-align: right;">時</td> <td></td> <td style="text-align: right;">分まで</td> </tr> </table>											年	月	日	午前		時		分から					午後		時		分まで					午前		時		分まで					午後		時		分まで
	年	月	日	午前		時		分から																																					
				午後		時		分まで																																					
				午前		時		分まで																																					
				午後		時		分まで																																					
備考																																													
上記の検索に立ち会い、捜索調書謄本を受領しました。 () ㊟																																													
捜索調書謄本(検索を受けた者あて)を受領しました。 年 月 日 () ㊟																																													

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

捜 索 調 書	
年 月 日	
香川県警察本部交通部交通指導課 (職・氏名) ㊤	
放置違反金等の滞納処分のため、下記のとおり捜索したから、国税徴収法第146条第1項の規定によりこの調書を作る。	
滞納者	住(居)所 氏 名
捜索した場所又は物	
捜索した日時	年 月 日 午前 時 分から 午後 時 分まで 午前 時 分まで 午後
備 考	下記の財産を占有した。
上記の捜索に立ち会い、捜索調書謄本を受領しました。 () ㊤	
捜索調書謄本(捜索を受けた者あて)を受領しました。 年 月 日() ㊤	
上記捜索調書謄本記載の財産の保管を命じます。 年 月 日 殿 香川県警察本部交通部交通指導課 (職・氏名) ㊤	
上記財産は、通知のあるまで無償で保管します。 年 月 日 ㊤	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第15号の21(第11条の6関係)

(表)

8.5センチメートル		5.5センチメートル
第 号 滞 納 処 分 職 員 証 票 所 属 職 名 (階 級) 氏 名 年 月 日 香川県公安委員会 印	写 真	

(裏)

注意事項

1 この証票は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の4第14項及び道路交通法施行細則(平成12年香川県公安委員会規則第3号)第11条の6の規定により行う放置違反金等の滞納処分に関し、質問、検査若しくは捜索又は差押えをする滞納処分職員であることを証明するものである。

2 この証票は、関係者の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。

別記様式第15号の22～別記様式第15号の27 略

別記様式第15号の8(第11条の6関係)

(表)

8.5センチメートル		5.5センチメートル
第 号 徴 収 職 員 証 票 所 属 職 名 (階 級) 氏 名 年 月 日 香川県公安委員会 印	写 真	

(裏)

注意事項

1 この証票は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の4第14項及び道路交通法施行細則(平成12年香川県公安委員会規則第3号)第11条の6の規定により行う放置違反金等の滞納処分に関し、質問、検査若しくは捜索又は差押えをする徴収職員であることを証明するものである。

2 この証票は、関係者の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。

別記様式第15号の9～別記様式第15号の14 略

(香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部改正)

第2条 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則(平成12年香川県公安委員会規則第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表(第2条関係)					別表(第2条関係)				
法令等	条項号	内容	公安委員会	警察本部長	法令等	条項号	内容	公安委員会	警察本部長
1~29 略					1~29 略				
30 道路交通法(昭和35年法律第105号)	第4条第1項~第114条の3 略				30 道路交通法(昭和35年法律第105号)	第4条第1項~第114条の3 略			
(1)~(12) 略					(1)~(12) 略				
(13) 道路交通法施行細則(平成12年香川県公安委員会規則第3号)	第4条第1項第3号カ~第11条の6第2項	略			(13) 道路交通法施行細則(平成12年香川県公安委員会規則第3号)	第4条第1項第3号カ~第11条の6第2項	略		
	第11条の6第3項	滞納処分職員証票の交付		○		第11条の6第3項	徴収職員証票の交付		○
第11条の7第2項~第113条 略					第11条の7第2項~第113条 略				
(14)・(15) 略					(14)・(15) 略				
31~99 略					31~99 略				
備考 略					備考 略				

附 則

この規則は、公布の日から施行する。